

とよかわ市民活動活性化基本方針

～ 行政も市民も変わる協働のまちづくり～

平成 15 年 3 月

豊 川 市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、さまざまな課題に対応するため、社会構造を変えていくことが、強く求められています。また、多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化してきたことから、行政改革や地方分権、規制緩和など、行政のあり方の見直しも進められています。

こうしたなか、平成7年に起きた阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法(NPO法)の制定などをきっかけに、全国的に福祉や環境、国際協力、まちづくりなどの分野で、市民が問題意識を持ち、自発的に取り組む活動が活発化してきました。

本市においても、社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、多くの市民活動団体が積極的に活動を展開し、最近では、活動分野も多方面にわたっています。そして、平成13年度には市民活動団体の代表者からなる「豊川市市民活動団体懇談会」を設置して、市民活動を推進するための提言を受けました。

これからのまちづくりは、行政だけでは対応しきれない個別のニーズや、新たな社会的課題に対して、市民との協働が欠かせないものとなっています。協働型まちづくりの主役は市民と行政です。市民と行政が良きパートナーとなり、それぞれの役割と視点のもとで暮らしやすい地域づくりをすることが必要とされています。

このような状況から、本市は、市民と行政が主体となって築く協働のまちづくりをめざし、平成14年度に市民活動者と行政職員からなる「豊川市市民活動推進会議」を設置して、市民活動の活性化に向けての本市の姿勢を明確にする基本方針を策定しました。

今後、本市はこの基本方針に基づき、市民活動のいっそうの広がりと活性化を通じて、市民との協働によるまちづくりを推進していきます。

平成15年3月

豊川市

目 次

第1章 市民活動の基本的な考え方	2
1 市民活動とは	2
2 市民活動の特徴	4
3 市民活動を推進する理由	5
4 市民活動と行政の役割分担	6
第2章 将来像と目標年度	7
1 将来像「市民活動で築く協働のまちづくり」	7
2 目標年度	7
第3章 市民活動推進の基本理念	8
1 市民活動支援の原則	8
2 協働の推進	10
第4章 市民活動活性化のための施策	12
1 豊川市の現況と課題	12
(1) 市民活動意識の現状と課題	12
(2) 市民活動団体の現状と課題	14
2 活性化に向けての施策	16
(1) これまでの取り組み	16
(2) 今後取り組むべき施策	17
活動環境整備のための施策	17
活動参加促進のための施策	19
協働推進のための施策	21
第5章 施策推進に向けて	22
参考資料	23

第1章 市民活動の基本的な考え方

1 市民活動とは

国際社会や身近な地域で活発に展開されている自主的、自発的な活動は「市民活動」「社会貢献活動」「ボランティア活動」「NPO 活動」などと呼ばれ、活動形態も多種多様です。

NPO とは

Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」という意味です。つまり、営利を目的とする企業などと異なり、利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体のことを指します。

NPO とボランティアの違いは、ボランティアが「個人が善意で行う個々の活動」に対して、NPO は「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織」となり、継続的に活動している組織体といえます。

豊川市では、市民活動の要件を次のように定義し、これを継続的、組織的に行う団体を市民活動団体と称します。

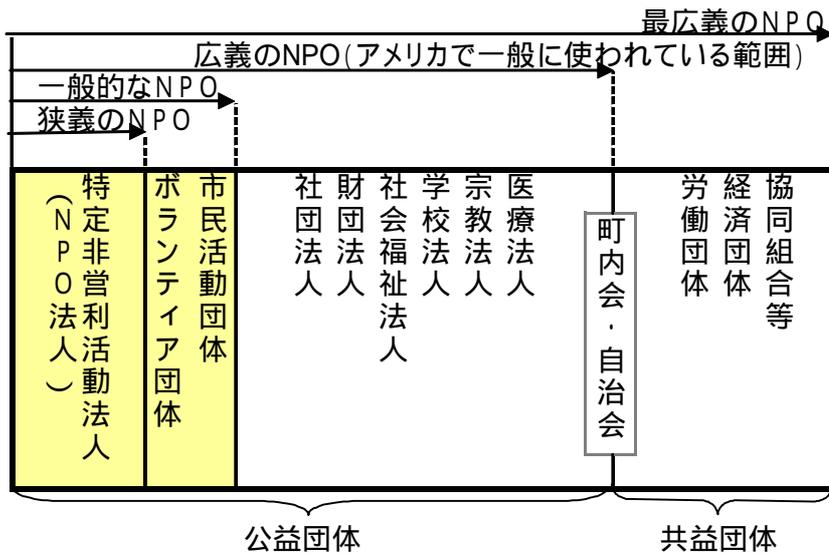
<市民活動の要件>

- 市民の自主性・自発性に基づく活動であること
- 営利を目的としない活動であること
- 不特定多数の者の利益増進に寄与する活動であること
- 市民に対して内容が開かれた活動であること
- 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること

豊川市のまちづくりにおいて、連区や町内会といった地縁組織や、社会福祉協議会をはじめとする既存の公益組織との連携は必要不可欠なものであり、これらの団体が行う上記の要件を満たす活動も、もちろん市民活動と位置づけます。

しかし、行政としては、既にこれらの既存団体に対しては補助制度などの支援策を実施していますので、この方針における市民活動団体の主たる対象からは外すこととします。(下記の「平成12年版国民生活白書」の図における、「一般的なNPO」の範囲を対象とします。)

市民活動の範囲 (経済企画庁編「平成12年版国民生活白書」引用)



国民生活白書による NPO の範囲

平成12年版の国民生活白書によれば、NPO という言葉の示す範囲は、大きく次の4つのレベルに分類されます。

狭義の NPO : NPO 法人

一般的な NPO : NPO 法人+ボランティア団体・市民活動団体

広義の NPO : 上記 +公益法人 (社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人)

最広義の NPO : 上記 +共益団体 (労働団体、経済団体、協同組合)

なお、地縁組織である町内会や自治会を NPO に含める場合もあります。

2 市民活動の特徴

市民活動には、行政と比べて次のような特徴がみられます。

個別性・多様性

市民活動は、行政のようにあらゆる市民に対して必ずしも同じサービスを提供する必要がないため、少数のニーズに個別・多様に対応することができます。

柔軟性・機動性

市民活動は、行政のように法律や条例などによる制度的な裏付けを必要としないため、柔軟に対応できるとともに、事務手続きなどに時間を要しないため迅速で機動力のある対応が可能です。

先駆性・開拓性

市民活動は、公平性や平等性、利潤の追求を考えずに独自のミッション（社会的使命）を持って活動を展開できるため、行政や企業が対応できない分野への進出が可能であり、先駆的・開拓的な取り組みができます。

専門性・提言性

市民活動は、テーマを特化して取り組むことが可能なため、専門性を高めやすい状況にあるとともに、提言性を持っています。

市民活動の弱点

独善化の恐れ

自主性や自発性に基づく活動であるため、独善的な行為に陥る危険を持つとともに、参加者の自己満足だけで終わる可能性もはらんでいます。

継続・発展の難しさ

参加する人の意識を高め続け、「マンネリ化」にならないように活動を継続・発展させていく難しさを抱えています。

組織運営の難しさ

使命感の強い活動者やボランティア意識の高い人々が必ずしも組織運営に長けているとは限らず、苦勞している場合が多々あります。

財政面での貧弱さ

行政のように税収がなく、企業のように利益を追求できないので、常に財政は苦しい状況にあります。

3 市民活動を推進する理由

豊川市では、前記の特徴をもつ市民活動に対して、まちづくりにおける次のような社会的意義と役割を期待し、そのために市民活動を推進することが重要と考えます。

社会サービスの新たな担い手

価値観の多様化と就労形態や生活様式の変化に伴って、市民のニーズは多様化しており、広がるニーズに行政が十分対応できなくなっています。そこで、これらのニーズに対応した、新しい社会サービスを提供する担い手として市民活動に期待します。

自己実現や社会参加の場の提供

生涯を通しての自己実現や学習活動への欲求が強くなっています。そこで、自発的な活動の場となるとともに、多様な社会参加の場を提供することを市民活動に期待します。

まちづくりへの市民参画の実現

身近な地域社会の抱える課題を最もよく把握しているのは、地域住民です。地域住民のまちづくりへの関心と自治意識が高まり、既存の地縁組織と連携することで、市民参画によるまちづくりが活性化することを期待します。

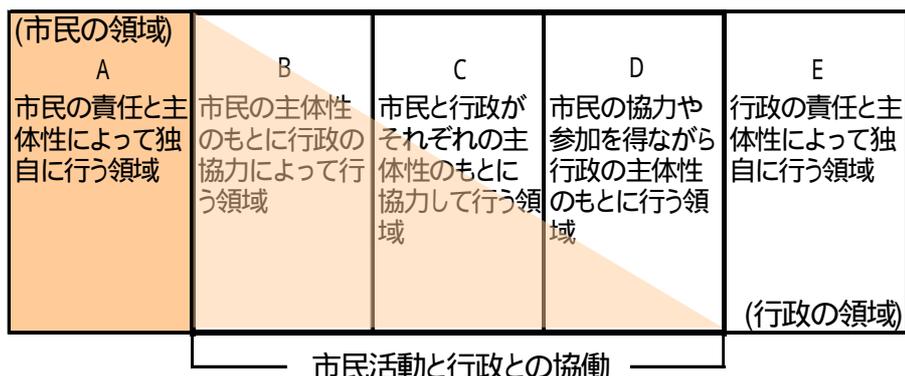
行政の肥大化防止

行政分野においては、肥大化する一方であった行政組織を効率化・スリム化するための新しいシステムをつくりあげることが求められています。行政と市民活動とが対等なパートナーとして認め合い、適正な役割分担をしながら公益を増進するシステムをつくる必要があります。

4 市民活動と行政の役割分担

社会サービスの提供においては、市民活動と行政との役割分担の観点から分類すると、下記のような領域があります。(横浜市作成の図参照)

市民と行政の関わりモデル (横浜市「市民活動推進検討委員会報告」引用)



つまり、許認可や課税のように「行政の責任と主体性によって独自に行う領域」と、逆に、宗教や特定の価値観の普及といった行政が介入できない「市民の責任と主体性によって独自に行う領域」があります。その間に、福祉や教育、道路や河川の管理、各種の公共サービスの提供や新規サービスの開発などといった「市民と行政が協力して行う領域」があります。

今後は、市民と行政がさまざまな領域において、それぞれの特性を生かした適正な役割分担のもとでまちづくりを進めることが必要であり、市民と行政が協力していく領域においては、積極的に協働を推進することが重要です。

協働とは

協働とは、異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものをつくりあげていくことです。

また、市民との協働とは、市民と行政が、それぞれの特性を生かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動することです。

第2章 将来像と目標年度

1 将来像 「市民活動で築く協働のまちづくり」

まちづくりは、本来、市民と行政が主体となって進めるべきものですが、豊川市においては、今まではどちらかというと行政主導で、市民の意見を取り入れながら施策を進めてきました。

今後は、市民活動団体をまちづくりの対等なパートナーとして明確に位置付け、ともに主体となってお互いを認め合い、目的を共有しながらまちづくりに取り組むことが必要だと考えます。

そして、行政や企業以外の新たなセクター（分野、領域）として、市民活動団体がまちづくりの役割を担うことで、社会サービスが向上するとともに、市民がよりふさわしいサービスを選択できる社会の創出をめざします。

さらに、市民活動を活性化することで、まちづくりに積極的に参画する意識が高まり、多くの市民が日常的に市民活動に参加する生き生きとしたまちの創造と、地域が市民活動を支援していく地域社会の構築をめざして、将来像を「市民活動で築く協働のまちづくり」と定めます。

2 目標年度

平成7年に阪神・淡路大震災が起き、平成10年に特定非営利活動促進法が制定されて以来、全国的にもいっそう市民活動が活発化し、各地で拠点施設が整備されるなど、市民活動を取り巻く環境は急速に変化しています。

そこで、時代の変化に対応するため、本方針の目標年度を5年後の平成19年度と定め、実施計画を策定して推進します。

第3章 市民活動推進の基本理念

将来像「市民活動で築く協働のまちづくり」を実現するためには、市民活動団体と行政はともにまちづくりの主体として対等なパートナーであるという「対等の原則」に基づいて市民活動を推進しなければなりません。

そのためには、これから活動を始めようとする市民活動団体を含め、現在、発展途上の市民活動がより活性化するよう、自主性・自立性を尊重しながら支援を図ることが重要です。また、より良い社会サービスの提供に向けて、行政運営や組織を見直し、市民活動団体との協働を推進することが重要です。

1 市民活動支援の原則

対等なパートナーとなるためには、市民活動団体も、組織的に継続してサービスを提供できる体制を整備することが望まれます。つまり、市民活動団体も、行政に依存することなく、責任あるまちづくりの主体となり得るよう、自立した組織（NPO）として発展していくことが重要です。

市民活動は、本来、自律的に発展することが望ましいのですが、現在のところ、経済的・人的・組織的にまだ基盤が脆弱です。なぜなら、従来、社会的資源は、行政と企業とに二分して集積されてきており、現段階では、市民活動を新たなセクターとして発展させる社会的な仕組みが十分確立されていないからです。

そこで、次の点に留意して、市民活動の自律的發展が促されるような支援を行うことが必要です。

自律と自立の違い

自律：自分の規律に従い、他から支配されないこと。つまり、自分たちのルールに基づいて、他から支配されことなく行動することを意味する。 他律
自立：他の助けを借りずに自力でやっていくこと。（例）経済的自立

自主性・自立性の尊重

市民活動の特性である自主性・自立性を尊重し、行政への依存を高めたり、活動に対して不当に干渉したり、癒着関係にならないように留意します。

多様性・先駆性の尊重

市民活動の多様性・柔軟性を尊重し、行政の縦割り分野を越えた総合的な支援施策を推進するとともに、行政ではできない先駆的な取り組みを尊重します。

公開性・透明性の確保

市民活動の支援は、常に開かれたものであるべきで、その支援施策の情報は積極的に公表しなければなりません。また、支援の過程や効果が公開され、透明性を保っていることが重要です。

段階性・時限性の尊重

市民活動団体は組織も規模もさまざまであり、発展段階に応じた支援策を展開する必要があります。また、市民活動を支援する市民活動団体（中間支援組織）の活動も活発化しており、今後は、これらの団体がその役割を十分発揮することが期待されます。そこで、行政が直接行う支援は永続的なものではなく、市民活動が自律的に成長する動きが軌道に乗るまでの時限的なものとしします。

2 協働の推進

自立した組織として発展した市民活動団体が、行政とともに社会の公共分野においてサービスを提供する主体としての役割を發揮し、両者が共通の目的意識をもって力を合わせることで、より豊かで多様な公共サービスを生み出すことができます。

豊川市の今後のまちづくりにおいては、相互が自立しつつ、相手の立場や特性を認識・尊重して、対等な関係で協働して取り組むことが重要です。

また、協働するにあたっては、従来、豊川市が直接提供してきたサービスや外郭団体からのサービスを見直し、施策の企画・立案から実施、評価に至るプロセスの風通しをよくする必要があります。同時に、事業の検討や実施、評価のそれぞれの場面で可能なところから進めるなど、事業の実態に即して弾力的に取り組む必要があります。

協働事業検討の視点

協働事業を検討するにあたっては、次の視点が必要です。

<新たな協働事業の検討の場合>

- 行政が実施すべき事業か
- 予定する協働事業に市民の高いニーズがあるか
- 協働によって、多様性、柔軟性、専門性などを發揮したサービスを提供できるか
- 協働する場合と行政が直接実施する場合の費用の比較

<既存事業の見直しの場合>

- 協働によって、より市民のニーズにあったサービスの提供ができるか
- 協働によって、サービスの質、量が高まるか
- 実施方法は効率的か

さらに、協働事業を検討・実施する場合は、市民ニーズを的確に把握したうえで、事業の具体的な目標を設定することが必要であり、その際には、日常の実践活動を通じて市民の多様な声を収集している市民活動団体から意見を聴くことも大切です。

協働によって得られる効果

〔市民にとっての効果〕

- ・柔軟できめ細かなサービスを受けることができます。
- ・多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や新しい雇用の機会が拡大します。
- ・行政への関心が高まり、市政が身近になります。

〔市民活動団体にとっての効果〕

- ・経済的に安定してサービスを提供できます。
- ・事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになり、社会的評価を得ます。
- ・活動領域の広がりによって新たな活動の場が広がります。

〔行政にとっての効果〕

- ・多様化するニーズに柔軟・迅速に対応できます。
- ・異なる発想と行動原理を持つ組織と協働することで行政体質改善の契機となります。
- ・事業の見直しなどにより行政の効率化・スリム化が図れます。



主な協働の形態

- ・市が実施主体の一員となる形態：共催、実行委員会・協議会、事業協力など
- ・市が直接の実施主体とならない形態：委託など
- ・その他の形態：情報提供・情報交換など

第4章 市民活動活性化のための施策

1 豊川市の現況と課題

(1) 市民活動意識の現状と課題

<現 状>

平成13年度に実施した「市民活動意識調査」によれば、現在の市民活動への参加者は1割にも満たず、残念ながら、市民活動が盛んだとは決まていえません。参加者の世代別をみると、60歳以上が47%と半数を占め、20歳代は3%と最も低くなっています。ただ、市民活動への関心は、性別・世代別に関わらず高い結果となっています。

現在活動している人の活動分野については、「高齢者や障害者の福祉に関する活動」が最も高く、次いで「青少年の健全育成に関する活動」の順になっています。また、活動を始めたきっかけは「自分の自発的な意志で」が最も高く、次いで「町内会、婦人会、PTA等の呼びかけ」の順になっています。活動上の障害としては「参加者が増えない」「活動の時間が取れない」「活動がマンネリになっていく」が極端に多く、全体の49%を占めています。

逆に、活動に至らない理由としては、性別・世代別に関わらず「忙しくて時間がなかったから」と「きっかけや機会がなかったから」が多くあげられています。

市民活動への参加については、性別に関わらず、過半数が「参加したいと思う」と回答しており、参加意欲の高さがうかがえますが、世代別にみると、20歳代と70歳以上においては、「参加したいとは思わない」が「参加したいと思う」を上回っています。

市民活動活性化への方策としては、「活動に必要な知識、情報の提供」が最も必要とされており、次いで「住民意識を高めるための広報、啓発」「学校でのボランティア教育の推進」の順になっています。

市民活動情報については、積極的に発信する必要がありますが、手法としては、インターネット上での情報ではほとんど行き届いておらず、まだまだ既存の広報紙や回覧板、パンフレット等に頼っている状況です。

<課 題>

市民活動への関心や参加意欲は高いにもかかわらず、参加に至っていない現状を踏まえ、その原因である「時間」「機会」「自信」の不足を解消するために、「時間の制約がなく、自分ができると思えることで、気軽に参加できる」機会や情報を、できるだけ多く提供することが課題といえます。特に、20歳代の参加者が少ないため、若い世代が気軽に参加できる機会を提供する必要があります。

また、今後の重点課題としてあげられた、活動に必要な知識、情報の提供や住民への意識啓発、学校での教育などにも取り組むことが必要となっています。

さらに、町内会活動やPTA活動など、既存の地域活動からの参加が多いことから、役員などの任期終了に伴って活動をやめてしまうのではなく、地域における継続的な活動を促進する必要があります。

(2) 市民活動団体の現状と課題

<現 状>

市内には、豊川市が把握するだけで、平成 15 年 1 月末現在、132 団体の市民活動団体が、福祉や環境、子育て、まちづくりなどさまざまな分野で積極的に活動を展開しています。そのうち特定非営利活動法人格を取得した団体は 3 団体あります。

豊川市の特定非営利活動法人（NPO 法人）

市内には、次の 3 つの NPO 法人があります。（平成 15 年 1 月末現在）

- ・ NPO 法人 佐奈川の会
佐奈川河川環境整備を通じたグランドワークによるまちづくり活動
- ・ NPO 法人 やらまい会
三河地域のまちづくりへの提言・支援活動、まちおこし活動
- ・ NPO 法人 穂の国まちづくりネットワーク
市民活動団体やボランティア等への支援活動

平成 13 年度に豊川市が実施した「市民活動団体アンケート」の結果によれば、福祉や保健・医療の増進を図る活動を主とする団体が、全体の 70% を占めていますが、ここ数年の間に、それ以外にも環境保全や子どもの健全育成などさまざまな分野の活動が活発化しています。活動エリアは、町内や市内など身近なエリアが中心で、活動資金を会費や個人負担に頼る予算規模の小さい脆弱な団体がほとんどです。

団体を構成する会員は、女性が大半を占め、中高年齢層の活動者が多いことからみても、子育てを終えた女性が中心になって活躍していることがうかがえます。そのため、月 1 ～ 2 回程度の定期的な活動を行いながらも、活動の時間帯は平日及び土日の日中が 80% を超えています。

組織としては、活動資金を会費や個人に頼る、予算規模が 10 万円未満の団体が大半を占め、会報・会則を持たない小規模な団体がほとんどです。ただ、一方では、行政からの委託事業や企業からの協賛などにより、予算規模が 100 万円以上の団体も少数ながらあります。

<課題>

これらの団体の中には、活動状況の情報発信が不十分なために、地域の理解や協力が得られないといった課題を抱える団体が少なくなく、会員の拡大のためにも、活動情報の発信は重要な課題と言えます。また、会員の高齢化、固定化に加えてリーダーの不足といった人材の確保・育成に関する課題とともに、会費収入のみに頼っているために活動資金の不足といった課題も抱えています。さらに、活動のマンネリ化なども課題としてあげられており、多様な市民活動の広がりに応じて、活動領域を拡大するため環境整備が必要となっています。

行政に対しては、理解と協力を求める声が強く、パートナーとして対等な関係を持ちながら、提言性を持って活動していきたいという要望が高まっており、積極的に市民活動団体がまちづくりに参加しやすいシステムづくりが必要となっています。

さらに、行政のパートナーとして協働事業を行うことができ、公共的なサービスを継続的・安定的に提供することのできる事業型の NPO の育成に力を入れていく必要があります。

事業型 NPO

NPO の一類型で、下記の特徴があります。
有償で継続的なサービスを提供しています。
事務所や専従の職員を有しています。

2 活性化に向けての施策

(1) これまでの取り組み

本市では、平成 13 年度に市民活動推進の窓口として生活活性課を設置しました。また、市民活動団体アンケートや市民活動意識調査などを実施して活動の実態を把握するとともに、市民活動団体の代表 12 名からなる「豊川市市民活動団体懇談会」を設置して、推進に向けての提言書を受けました。

この提言をもとに、要望の高かった「活動場所の確保」について、平成 13 年 12 月には、定期的に活動できる場所を確保するための市民活動団体登録制度を整備することで、施設使用料の減免に配慮するとともに、従来は福祉関係団体に利用を限っていた社会福祉会館「ウィズ豊川」の利用も可能にしました。この制度には平成 15 年 1 月現在、102 団体が登録しています。また、平成 14 年 8 月には、市民活動団体に委託して、新たな市民活動の拠点施設として「とよかわ NPO センターほっと！」を設置しました。

さらに、センターの情報紙の発行やホームページの開設、団体紹介情報誌の発行により積極的な情報発信を図るとともに、団体育成講座を実施するなど、人材や団体の育成に努めています。

行政と市民活動団体との協働事業については、NPO センターの管理・運営をはじめ、佐奈川の河川環境整備や男女共同参画フォーラムの開催を市民活動団体に委託するなど、市民活動団体の専門性を生かした事業委託を進めています。また、各種審議会委員などへの市民活動者の登用も進んでいます。

しかし、まだ市民活動への理解や、市民活動団体との協働に対する職員の認識は十分でなく、企画・立案や政策決定、事業実施、評価において、全庁的に協働を推進する体制が整っていないといえます。

(2) 今後取り組むべき施策

活動環境整備のための施策

<活動場所の確保・充実>

引き続き市民活動団体登録制度を推進することで、定期的に活動できる場所を確保します。また、公共施設の有効利用に努め、新たな活動場所の確保について検討します。

さらに、拠点施設の機能強化に努めます。

具体策

- ・ 市民活動団体登録制度の推進
- ・ 市民活動拠点施設の機能強化
- ・ 公共施設の空きスペースの有効利用

<市民活動情報の提供と団体交流の推進>

市民活動の社会的認識を高めるために活動情報を積極的に発信・収集するとともに、団体間の交流を推進します。

具体策

- ・ 活動情報の広報やホームページへの掲載
- ・ 活動情報の収集・提供と一元的管理の推進
- ・ 市民活動団体情報誌の発行
- ・ 団体間の交流会の開催と行政・企業との交流機会の提供
- ・ 活動発表の機会の提供
- ・ 地域の既存団体と市民活動団体との調整

<資金的な支援制度の整備>

市民活動の自律的な発展を妨げないよう、団体の成熟度に応じた資金的な援助施策を推進します。また、企業や個人の寄付行為をしやすくする独自の仕組みや税制優遇措置などについても調査・検討します。

具体策

- ・資金助成制度の整備
- ・寄付行為をしやすくする独自の仕組みの調査・研究
- ・税制優遇措置についての調査・研究

<人材育成と組織運営の支援>

人材育成と組織運営の円滑化のために、各種の講座や研修会等を行うとともに、活動の相談窓口を設置します。

具体策

- ・市民活動団体やボランティア育成講座の開催
- ・事業型 NPO の起業支援
- ・相談員の育成と相談窓口の設置

<保険制度の整備>

参加した誰もが、安心して市民活動を行えるよう、不慮の事故等に備えた活動保険の整備について調査・研究します。

具体策

- ・活動保険制度の調査・研究

活動参加促進のための施策

<活動機会や学習機会の提供>

市民意識を啓発し、積極的な参加を促すために、さまざまな分野で気軽に参加できる活動機会や学習機会を提供するとともに、育成した人材の受け入れ体制を整備します。

具体策

- ・総合学習における参加体験型ボランティア学習の充実
- ・多様なニーズに応じた講座の開催
- ・生涯学習の充実

<活動情報のPR>

活動情報を積極的に発信することで市民活動への理解を高め、市民の参加意識を啓発します。

具体策

- ・活動情報紙の発行
- ・活動情報の広報やホームページへの掲載

<地域の市民活動の促進>

身近な地域での市民活動を積極的に促進し、町内会等の地縁組織との連携を高めます。

具体策

- ・地域コミュニティを母体とした組織の育成
- ・町内会やPTA役員後の地域活動参加の促進

<参加しやすい環境整備>

市民活動に関心のある人が気軽に参加できるような体験プログラムを企画し、参加しやすい環境整備に努めます。

具体策

- ・参加しやすい体験プログラムの企画
- ・参加者の交通手段に配慮した会場の設定
- ・参加しやすい時間帯や曜日に配慮した日時の設定
- ・講座や研修における託児の配慮
- ・親子や夫婦、家族での参加が可能なプログラムの企画

協働推進のための施策

<行政情報の公開・人材登用>

市民活動団体との協働を進めるために、行政情報を積極的に公開します。また、市民活動者の審議会委員への登用などにより、政策決定や企画・立案過程への参画を推進します。

具体策

- ・ 行政情報の公開
- ・ 市民活動者の審議会委員への登用推進

<協働推進体制の整備>

政策決定や企画・立案、事業実施、評価などにおいて、全庁的に市民活動団体と協働できる事業の創出や見直しを行い、各課ごとに協働を推進する体制を整備します。

また、協働事業の実施にあたっては目標設定を明確にし、協働事業の成果について、行政だけでなく市民活動団体側も評価するシステムを確立し、事業の効率化を促進します。

具体策

- ・ 協働の手引きの作成
- ・ 市民活動団体との協働事業研究会の設置
- ・ 協働事業の実施と評価制度の整備

<行政職員の意識改革>

職員の意識啓発を推進し、市民活動への参加を促すとともに、市民活動団体との協働意識を醸成します。

具体策

- ・ 職員研修の実施
- ・ 職員の市民活動への参加促進

第5章 施策推進に向けて

本方針の実効性を高めるためには、方針に基づいて市が実施した市民活動推進事業の成果に対して適切な評価を行うとともに、協働によるまちづくりを進めるうえで推進策が果たした役割や貢献に関する評価を行うことが必要です。

今後は、推進に向けて実施計画を策定するとともに、その内容や進捗状況を公表します。また、施策の推進を評価するために市民活動団体の代表者などからなる市民活動推進委員会（仮称）を設置し、市民活動活性化に向けて引き続き調査・研究します。

発行年月日 / 平成 1 5 年 3 月

発 行 / 豊 川 市

事 務 局 / 豊川市生活活性部生活活性課

〒442 -8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

TEL : 0533 89 2165

FAX : 0533 89 2125

E-mail : seikatsu@city.toyokawa.lg.jp